

禁制 濃州北方寺内西順寺

- 一 当手軍勢甲乙人乱妨
- 一 狼籍之事、
- 一 陣取・放火之事、
- 一 代採竹木付对地下人非分懸申事、

右条々堅令停止畢、若於  
在違背輩之者、速可  
処嚴科者也、仍下地  
如件、

美濃守

(羽柴)

天正拾二九月十二日 秀長 (花押)